

安全データシート

ピクリン酸アンモニウム

改訂日: 2024-01-29 版番号: 1

1. 化学品及び会社情報

製品識別子

製品名 : ピクリン酸アンモニウム
CB番号 : CB6677798
CAS : 131-74-8
同義語 : ピクリン酸アンモニウム

物質または混合物の関連する特定された用途、および推奨されない用途

関連する特定用途 : 炸薬原料 (NITE-CHRIPより引用)
推奨されない用途 : なし

会社ID

会社名 : Chemicalbook
住所 : 北京市海淀区上地十街匯煌国際1号棟
電話 : 400-158-6606

2. 危険有害性の要約

GHS分類

分類実施日

(物化危険性及び健康有害性)

JIS Z7252:2019準拠 (GHS改訂6版を使用)

R2.3.13、政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver1.1)) を使用

物理化学的危険性

爆発物 等級1.1

健康に対する有害性

皮膚感作性 区分1

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A

皮膚腐食性/刺激性 区分2

分類実施日

(環境有害性)

H30年度、政府向けGHS分類ガイダンス (平成25年度改訂版 (Ver.1.1))

環境に対する有害性

-

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語

危険

危険有害性情報

爆発物:大量爆発危険性 皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 強い眼刺激

注意書き

安全対策

熱,高温のもの,火花,裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。乾燥が危険有害性を増加させる場合は、適切な物質で湿らせて保管すること。容器を接地しアースをとること。粉碎/衝撃/摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。取扱後はよく手を洗うこと。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

火災の場合:区域から退避させること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。皮膚に付着した場合:多量の水/石けん(鹼)で洗うこと。皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。特別な処置が必要である(このラベルの・・・を見よ)。注)"..."は、ラベルに解毒剤等中毒時の情報提供を受けるための連絡先などが記載されている場合のものです。ラベル作成時には、"..."を適切に置き換えてください。

保管

国又は都道府県の規則に従って保管すること。

廃棄

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性

情報なし

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名又は一般名	: ピクリン酸アンモニウム
別名	: アンモニウム=2,4,6-トリニトロフェノラート
濃度又は濃度範囲	: 情報なし
分子式(分子量)	: C6H3N3O7.H3N (246.14)
CAS番号	: 131-74-8
官報公示整理番号	: 情報なし
国報公示整理番号	: 4-(10)-710
分類法等与する不純物及び安定化添加物	: 情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹸で皮膚を洗浄する。

眼に入った場合

数分間多量の水で洗い流す(できればコンタクトレンズをはずす)。医療機関に連絡する。

飲み込んだ場合

口をすすぐ。コップ1、2杯の水を飲ませる。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入: 灼熱感、咳、「経口摂取」参照

皮膚: 灼熱感、咳、「経口摂取」参照

眼: 充血、痛み、かすみ眼

経口摂取: 腹痛、下痢、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、脱力感、赤色尿

応急措置をする者の保護

情報なし

医師に対する特別な注意事項

情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

大量の水、水噴霧、粉末消火薬剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤

情報なし

特有の危険有害性

可燃性。火災時に、刺激性あるいは有毒なヒュームやガスを放出する。多くの反応により、火災や爆発を生じることがある。衝撃を加えると又は摩擦を加えると爆発の危険性がある。還元剤と接触すると、爆発の危険性がある。

特有の消火方法

水を噴霧して容器類を冷却する。

消火を行う者の保護

自給式呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

専門家に相談する。

危険区域から立ち退く。

個人用保護具: 空气中濃度に応じた粒子用フィルター付マスク

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

熱,高温のもの,火花,裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

乾燥が危険有害性を増加させる場合は、適切な物質で湿らせて保管すること。

粉碎/衝撃/摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

接触回避

「10. 安全性及び反応性」を参照。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

貯蔵は火薬庫においてしなければならない。

貯蔵は経済産業省令で定める技術上の基準に従う。

施錠して保管すること (毒劇物)。

混触危険物質から離しておく。

排水管や下水管へのアクセスのない場で貯蔵する。

安全な容器包装材料

消防法、火薬類取締法、国連危険物輸送勧告で規定された容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

未設定

許容濃度

日本産衛学会 (2019年度版)

未設定

許容濃度

ACGIH (2019年版)

未設定

設備対策

容器を接地しアースをとること。粉じんが発生する作業所においては、必ず密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

Information on basic physicochemical properties

物理状態	固体 (20℃、1気圧) (GHS判定)
色	赤色または黄色 (ICSC (2007))
臭い	データなし
データなし	
該当しない	
1.72 g/cm ³ (ICSC (2007))	
データなし	
log Pow = -1.4 (ICSC (2007))	
水:1.1 g/100 mL (20℃) (ICSC (2007)) アルコールに微溶 (HSDB (Access on October 2019))	
該当しない	
データなし	
265℃ (ICSC (2007))	
該当しない	
該当しない	
該当しない	
可燃性 (ICSC (2007))	
データなし	
265℃ (分解) (ICSC (2007))	

融点/凝固点

265℃ (分解) (ICSC (2007))

沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

可燃性

可燃性 (ICSC (2007))

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

該当しない

引火点

該当しない

自然発火点

該当しない

分解温度

265°C (ICSC (2007))

pH

データなし

動粘性率

該当しない

溶解度

水:1.1 g/100 mL (20°C) (ICSC (2007)) アルコールに微溶 (HSDB (Access on October 2019))

n-オクタノール/水分配係数

log Pow = -1.4 ICSC (2007))

蒸気圧

データなし

密度及び/又は相対密度

1.72 g/cm³ (ICSC (2007))

相対ガス密度

該当しない

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

「危険有害反応可能性」を参照。

化学的安定性

衝撃、摩擦、振動を加えると、分解することがある。

危険有害反応可能性

燃焼すると、有毒なガス(窒素酸化物など)を生成する。加熱すると、爆発することがある。金属及び還元剤と反応し、火災や爆発の危険を生じる。コンクリート及び石膏と反応し、ピクリン酸アンモニウムよりも衝撃に敏感なピクリン酸の塩を生じる。

避けるべき条件

衝撃、摩擦、振動、混触危険物質との接触

混触危険物質

コンクリート、石膏

危険有害な分解生成物

有毒なガス(窒素酸化物など)、ピクリン酸アンモニウムよりも衝撃に敏感なピクリン酸の塩

11. 有害性情報

急性毒性

経口

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

経皮

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

吸入:ガス

【分類根拠】

GHSの定義における固体であり、ガイダンスでは分類対象外に相当し、区分に該当しない。

吸入:蒸気

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

吸入:粉じん及びミスト

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

【分類根拠】

(1)より、区分2とした。

【根拠データ】

(1) 本物質は皮膚、眼、粘膜に対して中等度の刺激性を有する (HSDB (Access on October 2019))。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

【分類根拠】

(1)より、区分2Aとした。

【根拠データ】

(1) 本物質は皮膚、眼、粘膜に対して中等度の刺激性を有する (HSDB (Access on October 2019))。

呼吸器感作性

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

皮膚感作性

【分類根拠】

(1)、(2)より、区分1とした。

【根拠データ】

(1) 本物質による労働衛生上の問題は感作性皮膚炎である (HSDB (Access on October 2019))

(2) 本物質は皮膚を通過し、眼及び皮膚を刺激する。また、アレルギーとなる (HSDB (Access on October 2019))。

生殖細胞変異原性

【分類根拠】

In vivoのデータがなく、データ不足のため分類できない。

【根拠データ】

(1) In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陰性の報告がある (HSDB (Access on October 2019))。

発がん性

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

生殖毒性

【分類根拠】

データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 (急性)

信頼性のある急性毒性データが得られていない。

水生環境有害性 (長期間)

データなし

オゾン層への有害性

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

0004

国連品名

AMMONIUM PICRATE dry or wetted with less than 10% water, by mass

国連危険有害性クラス

1.1D

副次危険

-

容器等級

-

海洋汚染物質

該当しない

MARPOL73/78附属書II及び**IBC**コードによるばら積み輸送される液体物質

該当しない

国内規制

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報

航空法の規定に従う。

陸上規制情報

道路法、毒物及び劇物取締法、消防法、火薬類取締法の規定に従う。

特別な安全上の対策

道路法、毒物及び劇物取締法、消防法、火薬類取締法の規定によるイエローカード携行の対象物

その他 (一般的) 注意

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号*

該当しない

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号)【1の2 その他の爆発性のニトロ化合物】

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

該当しない

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第2条)【80 ピクリン酸塩類】

消防法

第5類自己反応性物質、ニトロ化合物(法第2条第7項危険物別表第1・第5類)【3 ニトロ化合物】

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)【1 ピクリン酸アンモニウム】

火薬類取締法

火薬類(法第2条)【2-ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロロベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフエニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を3以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬】

航空法

輸送禁止(施行規則第194条)【【国連番号】0004 ピクリン酸アンモニウム】

船舶安全法

火薬類(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】0004 ピクリン酸アンモニウム】

港則法

爆発物・火薬類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)【1イ ピクリン酸アンモニウム】

水質汚濁防止法

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】

16. その他の情報

略語と頭字語

ADR: 道路による危険物の国際輸送に関する欧州協定

CAS: ケミカルアブストラクトサービス

EC50: 有効濃度 50%

IATA: 国際航空運送協会

IMDG: 国際海上危険物

TWA: 時間加重平均

STEL: 短期暴露限度

RID: 鉄道による危険物の国際運送に関する規則

LD50: 致死量 50%

LC50: 致死濃度 50%

参考文献

- 【6】 ChemIDplus、ウェブサイト <http://chem.sis.nlm.nih.gov/chemidplus/chemidlite.jsp>
- 【7】 ECHA - 欧州化学物質庁、ウェブサイト <https://echa.europa.eu/>
- 【8】 eChemPortal - OECD 化学物質情報グローバルポータル、ウェブサイト http://www.echemportal.org/echemportal/index?pagelD=0&request_locale=en
- 【9】 ERG - 米国運輸省による緊急対応ガイドブック、ウェブサイト <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/library/erg>
- 【10】 有害物質に関するドイツ GESTIS データベース、ウェブサイト <http://www.dguv.de/ifa/gestis/gestis-stoffdatenbank/index-2.jsp>
- 【11】 HSDB - 有害物質データバンク、ウェブサイト <https://toxnet.nlm.nih.gov/newtoxnet/hsdb.htm>
- 【12】 IARC - 国際がん研究機関、ウェブサイト <http://www.iarc.fr/>
- 【13】 IPCS - The International Chemical Safety Cards (ICSC)、ウェブサイト <http://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.home>
- 【14】 Sigma-Aldrich、ウェブサイト <https://www.sigmaaldrich.com/>
- 【5】 カメオケミカルズ公式サイト <http://cameochemicals.noaa.gov/search/simple>
- 【4】 NITE化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) <https://www.nite.go.jp/>
- 【3】 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) <https://www.chemicoco.env.go.jp>
- 【2】 化学物質審査規制法 (化審法) <https://www.env.go.jp>
- 【1】 労働安全衛生法 ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp>

免責事項:

本MSDS中の情報は指定された製品にのみ適用され、特に規定がない限り、本製品とその他の物質の混合物には適用されません。本MSDSは、製品使用者の適切な専門的なトレーニングを受けた者にのみ製品安全情報を提供します。本MSDSの使用者は、本SDSの適用性について独自に判断しなければならない。本MSDSの著者は、本MSDSの使用によるいかなる傷害にも責任を負わない。